

建築物移動等円滑化誘導基準 自己チェックリスト

建築主等の概要

特定建築物 の名称		特定建築物 の用途 ※	(令 条 号)
特定建築主の 住所・氏名	住所	氏名	
設計事務所名 (連絡先)	(Tel - -) (担当者名 :)		

※ 特定建築物・特別特定建築物の用途については、施行令第4条・第5条に基づき記入してください。

特定建築物の概要

1 地名地番			
2 階数及び 構造	地上 階 地下 階	造 一部 造	
3 敷地面積			
4 工事種別	<input type="checkbox"/> 新築	<input type="checkbox"/> 増築	<input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 用途変更
5 用途面積			
	用途	床面積	階
申請	()	()	()
	()	()	()
	()	()	()
申請外		()	()
合計		()	

(備考欄)

建築物移動等円滑化誘導基準 自己チェックリスト

※建築物特定施設等の欄の「第〇条」は建築物移動等円滑化誘導基準を定めた省令（平成 18 年国土交通省令第 114 号）の該当条文

建築物 特定施設等	建築物移動等円滑化 誘導基準の内容	設計内容		判定
		図面番号	設計内容 〔ただし書き適用の場合は〕 その旨を明示	
1 出入口 (第 2 条)	①すべての出入口 (②に規定するもの、かご、昇降路、便所、浴室等は除き、かつ、2 以上が併設されたもののうち 1 以上のもの)			
	(1)幅は 90cm 以上であるか		幅 (内法) cm	合・否
	(2)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか			合・否
	②一以上の建物出入口			
	(1)幅は 120cm 以上であるか		幅 (内法) cm	合・否
	(2)戸は自動に開閉し、前後に水平部分を設けているか			合・否
2 廊下等 (第 3 条)	①幅は 180cm 以上 (区間 50m 以内ごとに車いすのすれ違い可能な場所がある場合、140cm 以上) であるか		幅 (内法) cm	合・否
	②表面は滑りにくい仕上げであるか		仕上材	合・否
	③点状ブロック等を敷設しているか (階段又は傾斜路の上端に近接する部分) ※1			合・否
	④戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか			合・否
	⑤側面に外開きの戸がある場合はアルコーブ等としているか			合・否
	⑥突出物を設ける場合は視覚障害者の通行の安全上支障とならないよう措置されているか			合・否
	⑦休憩設備を適切な位置に設けているか			合・否

※1 告示で定める場合を除く。告示を適用する場合は、内容の欄に告示番号を明記してください。

別添2 (その3)

建築物 特定施設等	建築物移動等円滑化 誘導基準の内容	設計内容		判定
		図面番号	設計内容 〔ただし書き適用の場合は その旨を明示〕	
3 階段 (第4条)	①幅は 140cm 以上であるか		幅 (内法) cm	有・無
	②けあげは 16cm 以下であるか		けあげ (内法) cm	合・否
	③踏面は 30cm 以上であるか		踏面 (内法) cm	合・否
	④両側に手すりを設けているか			合・否
	⑤表面は滑りにくい仕上げであるか		仕上材	合・否
	⑥段は識別しやすいものか (段鼻と踏面等の明度差等)			合・否
	⑦段はつまずきにくいものか (段鼻は突き出さない、滑り止めを設ける等)			合・否
	⑧点状ブロック等を敷設しているか (段部分の上端に近接する踊場の部分) ※2			合・否
	⑨主たる階段を回り階段としていないか			合・否
4 傾斜路又はエレベーター等の設置 (第5条)	①階段を設ける場合に、階段に代わる、又は併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を設けているか ※3			合・否
5 傾斜路 (第6条)	①幅は 150cm 以上 (階段に併設する場合は 120cm 以上) であるか		幅 (内法) cm	合・否
	②勾配は 1/12 以下であるか		勾配 /	合・否
	③高さ 75cm 以内ごとに踏幅 150cm 以上の踊場を設けているか (高さが 75cm を超える場合)		高さ cm 踏幅 (内法) cm	合・否
	④両側に手すりを設けているか (高さが 16cm を超える場合)		高さ cm	合・否
	⑤表面は滑りにくい仕上げであるか		仕上材	合・否

※2、3 告示で定める場合を除く。告示を適用する場合は、内容の欄に告示番号を明記してください。

別添2 (その4)

建築物 特定施設等	建築物移動等円滑化 誘導基準の内容	設計内容		判定
		図面番号	設計内容 〔ただし書き適用の場合は〕 その旨を明示	
5 傾斜路 (第6条)	⑥前後の廊下等と識別しやすいものか(明度、色相、彩度差等)			合・否
	⑦点状ブロック等を敷設しているか(傾斜部分の上端に近接する踊場の部分) ※4			合・否
	⑧ ①～③については、告示で定める場合を除く。ただし、その場合において勾配が1/12を超える部分には両側に手すりを設ける			合・否
6 エレベーター (第7条)	①かごが各階(利用居室又は車いす使用者用便房・駐車施設・客室・浴室等のある階、地上階)に停止するエレベーターが1以上あるか			合・否
	②多数の者が利用するすべてのエレベーター・乗降ロビー			
	(1)かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか		幅(内法) cm	合・否
	(2)かごの奥行きは135cm以上あるか		奥行き(内法) cm	合・否
	(3)乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか		幅・奥行き(内法) cm cm	合・否
	(4)かご内に停止予定階及び現在位置を表示する装置を設けているか			合・否
	(5)昇降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか			合・否
	③多数の者が利用する1以上のエレベーター・昇降ロビー			
	(1)②を全て満たしているか			合・否
	(2)かごの幅は140cm以上であるか		幅(内法) cm	合・否
(3)かごは車いすが転回できる形状か			合・否	

※4 告示で定める場合を除く。告示を適用する場合は、内容の欄に告示番号を明記してください。

別添 2 (その 5)

建築物 特定施設等	建築物移動等円滑化 誘導基準の内容	設計内容		判定
		図面番号	設計内容 〔ただし書き適用の場合は〕 その旨を明示	
6 エレベーター (第 7 条)	(4)かご内及び昇降ロビーに 車いす使用者が利用しや すい位置に制御装置を設 けているか			合・否
	④不特定多数の者が利用するすべてのエレベーター・昇降ロビー			
	(1)かご及び昇降路の出入口 の幅は 80 cm 以上である か		幅 (内法) cm	合・否
	(2)かごの奥行きは 135 cm 以 上あるか		奥行き (内法) cm	合・否
	(3)乗降ロビーは水平で、 150cm 角以上であるか		幅・奥行き (内法) cm cm	合・否
	(4)かご内に停止予定階及び 現在位置を表示する装 置を設けているか			合・否
	(5)昇降ロビーに、到着する かごの昇降方向を表示す る装置を設けているか			合・否
	(6)かごの幅は 140cm 以上で あるか		幅 (内法) cm	合・否
	(7)かごは車いすが転回でき る形状か			合・否
	⑤不特定多数の者が利用する 1 以上のエレベーター・昇降ロビー			
	(1)④の(2)(4)(5)(7) を満 たしているか			合・否
	(2)かご内及び昇降ロビーに 車いす使用者が利用しや すい位置に制御装置を設 けているか			合・否
	(3)かごの幅は 160cm 以上で あるか		幅 (内法) cm	合・否
	(4)かご及び昇降路の出入口 の幅は 90 cm 以上であるか		幅 (内法) cm	合・否
	(5)乗降ロビーは水平で、 180cm 角以上であるか		幅・奥行き (内法) cm cm	合・否
	⑥不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用する 1 以上のエレベーター・昇 降ロビー ※5			
	(1)③のすべて又は⑤のすべ てを満たしているか			合・否

別添2 (その6)

建築物 特定施設等	建築物移動等円滑化 誘導基準の内容	設計内容		判定
		図面番号	設計内容 〔ただし書き適用の場合は〕 その旨を明示	
6 エレベーター (第7条)	(2)かご内に到着階及び戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか			合・否
	(3)かご内及び乗降ロビーに視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか			合・否
	(4)かご内及び乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設けているか			合・否
7 特殊な構造又は使用形態の エレベーター その他の昇降機 (第8号)	①エレベーターの場合			
	(1)段差解消機(平成12年建設省告示第1413号第1第七号)であるか			合・否
	(2)かごの幅は70cm以上、奥行きは120cm以上であるか		幅・奥行き(内法) cm cm	合・否
	(3)かごの幅、奥行きは十分であるか(車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合)			合・否
	②エスカレーターの場合			
(1)車いす使用者用エスカレーター(平成12年建設省告示第1417号第1ただし書のもの)であるか			合・否	
8 便所 (第9条)	①車いす使用者用便房(各階1以上、男女の区別がある場合はそれぞれ)			
	(1)車いす使用者用便房の数			
	・当該階の便房の総数が200以下の場合、総数の2%以上設けているか		総数 車いす使用者用 割合 %	合・否
・当該階の便房の総数が200を超える場合は、総数の1%に2を加えた数以上設けているか		総数 車いす使用者用 割合 %	合・否	

※5 告示で定める場合を除く。告示を適用する場合は、内容の欄に告示番号を明記してください。

別添2 (その7)

建築物 特定施設等	建築物移動等円滑化 誘導基準の内容	設計内容		判定
		図面番号	設計内容 〔ただし書き適用の場合は〕 その旨を明示	
8 便所 (第9条)	(2)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか			合・否
	(3)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか			合・否
	(4)出入口			
	・幅は80cm以上であるか		幅(内法) cm	合・否
	・戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか			合・否
	②水洗器具を設けた(オストメイト対応)便房を設けているか(各階1以上、男女の区別がある場合はそれぞれ)		水洗器具を設けた便房	合・否
	③車いす使用者用便房がない便所には腰掛便座、手すりが設けられた便房があるか(当該便所の近くに車いす使用者用便房がある場合は除く)			合・否
	④床置き式の小便器、壁掛式小便器(受け口の高さ35cm以下)等を設けているか(各階原則1以上)		床置き式 ・ 壁掛式	合・否
9 ホテル又は旅館の客室 (第10条)	①車いす使用者用客室			
	(1)車いす使用者用客室の数			
	・客室の総数が200以下の場合、総数の2%以上設けているか		総数 車いす使用者用 割合 %	合・否
	・客室の総数が200を超える場合は、総数の1%に2を加えた数以上設けているか		総数 車いす使用者用 割合 %	合・否
	(2)出入口			
・幅は80cm以上であるか		幅(内法) cm	合・否	

別添2 (その8)

建築物 特定施設等	建築物移動等円滑化 誘導基準の内容	設計内容		判定
		図面番号	設計内容 〔ただし書き適用の場合は〕 その旨を明示	
9 ホテル又は旅 館の客室 (第10条)	・戸は車いす使用者が通過 しやすく、前後に水平部 分を設けているか			合・否
	(3)便所 (当該客室がある階に不特定多数が利用する便所が1以上ある場合を 除く)			
	・便所内に車いす使用者用 便房を設けているか			合・否
	・車いす使用者用便房及び 便所への出入口は「8 便 所」の①(4)を満たして いるか			合・否
	(4)浴室 (共用の浴室を設けている場合を除く)			
	・浴槽、シャワー、手すり 等が適切に配置されて いるか			合・否
	・車いすで利用しやすいよ う十分な空間が確保さ れているか			合・否
	・出入口の幅は 80cm 以上 であるか		幅 (内法) cm	合・否
	・戸は車いす使用者が通過 しやすく、前後に水平部 分を設けているか			合・否
10 敷地内の通路 (第11条)	①幅は 180cm 以上であるか(段 及び傾斜路を除く)		幅 (内法) cm	合・否
	②表面は滑りにくい仕上げで あるか		仕上材	合・否
	③戸は車いす使用者が利用し やすく、前後に水平部分 を設けているか			合・否
	④段がある部分			
	(1)幅は 140cm 以上である か		幅 (内法) cm	合・否
	(2)けあげは 16cm 以下であ るか		けあげ (内法) cm	合・否
	(3)踏面は 30cm 以上である か		踏面 (内法) cm	合・否
	(4)両側に手すりを設けてい るか			合・否

別添 2 (その 9)

建築物 特定施設等	建築物移動等円滑化 誘導基準の内容	設計内容		判定
		図面番号	設計内容 〔ただし書き適用の場合は その旨を明示〕	
10 敷地内の通路 (第 1 1 条)	(5)段は識別しやすいものか (段鼻と踏面等の明度差等)			合・否
	(6)段はつまずきにくいもの か (段鼻は突き出さない、 滑り止めを設ける等)			合・否
	⑤段以外に傾斜路又はエレ ベーターを設けているか			合・否
	⑥傾斜路			
	(1)幅は 150cm 以上 (段に併 設する場合は 120cm 以 上) であるか		幅 (内法) cm	合・否
	(2)勾配は 1/15 以下であるか		勾配 /	合・否
	(3)高さ 75cm 以内ごとに踏 幅 150cm 以上の踊場を設 けているか (高さが 75cm を超え、勾配が 1/20 を超 える場合)		高さ cm 踏幅 (内法) cm	合・否
	(4)両側に手すりを設けてい るか (高さが 16cm を超 え、勾配が 1/20 を超える 場合)		高さ cm	合・否
	(5)前後の通路と識別しやす いものか (明度、色相、 彩度差等)			合・否
	⑦ ①③⑤⑥(1)～(3)は地形の 特殊性がある場合は車寄せ から建物出入口までに限る			合・否
⑧ ①③⑤⑥(1)～(3)につい ては告示で定める場合を除く。 ただしその場合において勾 配が 1/12 を超える部分には 両側に手すりを設ける			合・否	
11 駐車場 (第 1 2 条)	①車いす使用者用駐車施設			
	(1)車いす使用者用駐車施設の数			
	・全駐車台数が 200 以下の 場合は、総数の 2%以上 設けているか		総数 車いす使用者用 割合 %	合・否

別添2 (その10)

建築物 特定施設等	建築物移動等円滑化 誘導基準の内容	設計内容		判定
		図面番号	設計内容 〔ただし書き適用の場合は その旨を明示〕	
11 駐車場 (第12条)	・全駐車台数が200を超える場合は、総数の1%に2を加えた数以上設けているか		総数 車いす使用者用 割合 %	合・否
	(2)幅は350cm以上であるか		幅 (内法) cm	合・否
	(3)利用居室等までの経路が短い位置に設けているか			合・否
12 浴室等 (第13条)	①車いす使用者用浴室等を1以上設けているか			合・否
	(1)車いす使用者用浴室等			
	・浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか			合・否
	・車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか			合・否
	・出入口の幅は80cm以上であるか		幅 (内法) cm	合・否
	・戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか			合・否
13 標識 (第14条)	①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることの表示が見やすい位置に設けているか			合・否
	②標識は、内容が容易に識別できるものか(日本工業規格Z8210に適合していること)			合・否
14 案内設備 (第15条)	①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板があるか			合・否
	②エレベーターその他の昇降機、便所の配置を点字その他の方法により視覚障害者に示す設備を設けているか			合・否
	③ ①②を設けない場合は案内所を設けているか			合・否

別添2 (その11)

建築物 特定施設等	建築物移動等円滑化 誘導基準の内容	設計内容		判定
		図面番号	設計内容 〔ただし書き適用の場合は〕 その旨を明示	
15 案内設備までの 経路 (第16条)	①視覚障害者移動等円滑化経路			
	(1)線状ブロック等、点状ブ ロック等を敷設(直進する 風除室内は除く)、又は音 声等による誘導設備を設 けているか			合・否
	(2)車路に近接する部分に点 状ブロック等を敷設して いるか			合・否
	(3)段又は傾斜がある部分の 上端に近接する部分に点 状ブロック等を敷設して いるか			合・否